

基本施策 7 子ども・子育て支援

基本施策 7 「子ども・子育て支援」

◆ 1. 第 2 期船橋市子ども・子育て支援事業計画

【こども政策課】

すべての子どもや子育て家庭を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月から全国的にスタートしました。市では、平成 27 年度から 5 年間を計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきましたが、子どもの健やかな成長と子育て支援を更に推進するため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 期船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第 2 期計画では、第 1 期計画を引き継ぎ、『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とし、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

この基本理念のもとに、「子ども」「親・家庭」「地域・社会」を視点（テーマ）とした 3 つの基本方針を設定しています。各方針に沿って、市が実施するさまざまな施策や事業を位置づけるとともに、市内を 5 つの地域に分けた 5 行政ブロックを「教育・保育提供区域」とし、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育施設や小規模保育事業などの地域型保育事業、また、時間外保育事業（延長保育事業）や放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）などの地域の子ども・子育て支援事業について、区域ごとに量の見込み（需要）と確保方策（供給）を設定し、施策を推進していきます。

● 基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針は次の 3 つです。

基本方針 1	子ども	次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。
基本方針 2	親・家庭	保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。
基本方針 3	地域・社会	地域や社会を構成する一人ひとりが、子どもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

２．児童人口

【こども政策課】

市における児童人口（０歳～１７歳）は、94,836人で総人口に対し、14.6%を占めています（令和６年４月１日現在）。これらの児童を児童福祉法の区分によると、乳児（１歳未満）4,057人、幼児（１歳～５歳）22,883人、少年（６歳～１７歳）67,896人となっています。

児童の年齢別人口（単位：人）

年齢	男	女	合計
0	2,042	2,015	4,057
1	2,118	2,030	4,148
2	2,260	2,165	4,425
3	2,255	2,234	4,489
4	2,455	2,367	4,822
5	2,575	2,424	4,999
6	2,622	2,403	5,025
7	2,726	2,576	5,302
8	2,734	2,769	5,503
9	2,847	2,722	5,569
10	2,882	2,692	5,574
11	2,967	2,722	5,689
12	2,977	2,839	5,816
13	3,011	2,853	5,864
14	3,088	2,785	5,873
15	3,094	2,902	5,996
16	2,982	2,917	5,899
17	2,910	2,876	5,786
合計	48,545	46,291	94,836

（令和６年４月１日現在）

年度別乳児数（単位：人）

年度	男	女	合計
平成 18	2,641	2,584	5,225
19	2,773	2,661	5,434
20	2,830	2,742	5,572
21	2,901	2,751	5,652
22	3,075	2,755	5,830
23	2,954	2,715	5,669
24	2,848	2,650	5,498
25	2,858	2,655	5,513
26	2,806	2,653	5,459
27	2,803	2,609	5,412
28	2,578	2,681	5,259
29	2,672	2,454	5,126
30	2,533	2,285	4,818
令和元	2,543	2,324	4,867
2	2,378	2,294	4,672
3	2,193	2,214	4,407
4	2,178	2,131	4,309
5	2,098	1,994	4,092
6	2,042	2,015	4,057

（各年４月１日現在）

施策 1 「教育・保育の充実」

1. 保育所等の認可定員、入所児童数、待機人数及び施設数

【保育運営課】

【保育入園課】

令和 6 年 4 月 1 日現在、市内の保育所は公立 27 か所及び私立 98 か所で、認可定員は 13,461 人、入所児童数は 12,082 人となっています。また、認定こども園は 11 園で、認可定員は 1,757 人、入所児童数は 1,314 人となっています。

施設整備については、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行され、多様な主体による保育所の設置が図られることとなったことを受け、審査体制の強化を図りつつ、民間活力を利用した保育所整備を促進することとし、設置運営事業者の公募による民設民営型保育所整備を進めてきました。

保育施設数及び定員数の推移

年			4	5	6
保育所	公立	施設数（か所）	27	27	27
		定 員 数（人）	4,532	4,532	4,532
		入所児童数（人）	3,911	3,787	3,716
		待機（人）	66	74	77
	私立	施設数（か所）	97	97	98
		定 員 数（人）	8,859	8,849	8,929
		入所児童数（人）	8,044	8,217	8,366
		待機（人）	185	183	229
認定こども園		施設数（か所）	9	10	11
		定 員 数（人）	1,321	1,486	1,757
		入所児童数（人）	1,087	1,168	1,314
		待機（人）	12	11	30
小規模保育事業所		施設数（か所）	31	30	33
		定 員 数（人）	555	536	596
		入所児童数（人）	442	452	546
		待機（人）	8	9	29
家庭的保育		施設数（か所）	4	4	3
		定 員 数（人）	18	18	13
		入所児童数（人）	14	10	9
		待機（人）	0	0	0
合 計		施設数（か所）	165	168	172
		定 員 数（人）	15,128	15,431	15,827
		入所児童数（人）	13,457	13,585	13,951
		待機（人）	248	271	365

（各年 4 月 1 日現在）

※ 認定こども園の定員数及び入所児童数には、教育標準時間（1 号）認定子どもの数を含みます。

※ 入所児童数には管外受託児童の数を含みます。

※ 待機人数には管外委託児童を含みません。

2. 保育対策

【保育運営課】

(1) 延長保育

保育認定子どもがやむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において必要な保育を確保するため、通常保育時間を超えて開所時間内で延長保育を実施しています。

公立保育所

開所時間 午前7時～午後7時

通常保育時間 (保育標準時間) 午前7時～午後6時、(保育短時間) 午前9時～午後5時

私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所

施設・事業所により開所時間及び通常保育時間が異なります。

(2) 産休明け保育

産休明け保育として生後57日目に達した児童の保育を、公立保育所全園と、私立保育所92園で実施しています。また、認定こども園4園、小規模保育事業所20園でも実施しています。

(3) 疾病・障害・発達面に心配のある児童の保育

言葉が遅れている、落ち着きがなくて心配、疾病があり配慮が必要である、身体に障害がある、日常的に医療的ケアを必要とするなど、疾病・障害・発達面に心配のある児童については、集団保育を行うにあたり支援が必要かどうかを確認したうえで保育を実施しています。

施設・事業所により運用の詳細が異なります。

(4) 家庭的保育事業 3か所

子ども・子育て支援新制度の中で新たに設けられた事業です。

家庭的保育者が、自宅の居室などを保育室として使い、家庭的な雰囲気の中できめ細やかな保育を実施しています。

(5) 小規模保育事業 33か所

子ども・子育て支援新制度の中で、新たに設けられた事業です。

定員が6～19人と少人数であるため、家庭的な雰囲気もあり、手厚い保育を行うことができます。

(6) 認証保育所 1か所

児童が良好な環境で保育されるように、保育室の面積や職員配置などの一定の基準を満たした認可外保育施設を認証保育所として認証し、運営費を補助する認証保育所事業を実施しています。

(7) こども送迎センター (令和4年度から実施) 1か所

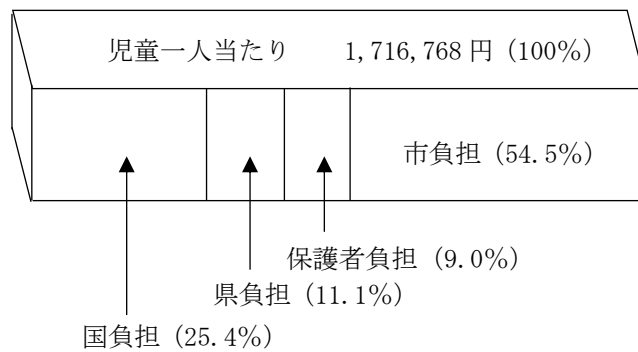
幼稚園等への送迎拠点として、小規模保育事業所にこども送迎センターを併設し、教育保育時間前後の預かり保育等を行う事業を実施しています。

３．保育所の運営

【保育入園課】

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、保育を利用する子どもの増加と保育の多様化に伴い年々増加しています。

令和５年度では入所児童１人当たり年額 １,７１６,７６８ 円となり、この負担割合は下図のようになります。



運営費負担割合の推移

(単位：千円)

年度		3	4	5
管理運営費 A		19, 210, 315	20, 082, 443	20, 770, 914
		100%	100%	100%
財 源 内 訳	国庫負担金	4, 566, 501	4, 665, 102	5, 022, 202
		23. 7%	23. 3%	24. 2%
	県負担金	1, 898, 979	1, 933, 054	2, 080, 590
		9. 9%	9. 6%	10. 0%
	国（県）補助金	478, 739	668, 613	472, 019
		2. 5%	3. 3%	2. 3%
	市負担金①	1, 898, 979	1, 933, 054	2, 080, 590
		9. 9%	9. 6%	10. 0%
	保護者負担金（保育料等）	1, 608, 046	1, 766, 720	1, 870, 911
		8. 4%	8. 8%	9. 0%
	計 B	10, 451, 244	10, 966, 543	11, 526, 312
		54. 4%	54. 6%	55. 5%
市単独負担（A－B）②		8, 759, 071	9, 115, 900	9, 244, 602
		45. 6%	45. 4%	44. 5%
市負担計（①＋②）		10, 658, 050	11, 048, 954	11, 325, 192
		55. 5%	55. 0%	54. 5%
年間延利用児童数		144, 711 人	144, 505 人	145, 186 人
児童 1 人当り運営費（年額）		1, 593, 000 円	1, 667, 688 円	1, 716, 768 円

保育料 （単位：円）

３歳未満児

階層	保護者の市民税額	標準時間		短時間	
			ひとり親世帯等		ひとり親世帯等
A	生活保護世帯等	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	7,800	3,770	7,660	3,770
C2	市民税所得割 24,300 未満	8,950	4,320	8,790	4,320
C3	24,300 以上 48,600 未満	10,100	4,480	9,920	4,480
D1-1	48,600 以上 57,700 未満	15,000	4,480	14,740	4,480
D1-2	57,700 以上 72,800 未満	15,000	4,480	14,740	4,480
D2-1	72,800 以上 77,101 未満	20,100	6,000	19,750	6,000
D2-2	77,101 以上 97,000 未満	20,100		19,750	
D3	97,000 以上 115,000 未満	25,000		24,570	
D4	115,000 以上 133,000 未満	29,000		28,500	
D5	133,000 以上 151,000 未満	33,000		32,430	
D6	151,000 以上 169,000 未満	37,000		36,370	
D7	169,000 以上 202,000 未満	42,700		41,970	
D8	202,000 以上 235,000 未満	46,700		45,900	
D9	235,000 以上 268,000 未満	50,800		49,930	
D10	268,000 以上 301,000 未満	54,900		53,960	
D11	301,000 以上 349,000 未満	57,500		56,520	
D12	349,000 以上	60,000		58,980	

- ※ 幼児教育・保育の無償化により、令和元年 10 月から 3 歳以上児の保育料は無料になりました。
- ※ 保育料は、当該年度の 4 月初日の前日現在の満年齢で算定し、年度の途中で誕生日を迎えても変更になりません。
- ※ 上記保育料表は、第 1 子の保育料表です。第 1 子の標準保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年齢の高い子どもが保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（以下、「保育園等」）を利用する場合に、当該子どもに適用されます。
- ※ 同一世帯から複数の小学校就学前の子どもが同時に、保育園・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園・児童心理治療施設通所部に入所、又は、児童発達支援・医療型児童発達支援・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育・企業主導型保育（以下、「保育施設等」）を利用している場合、それらの子どものうち、保育園等を利用している第 2 子の保育料は半額（10 円未満切捨て）、第 3 子の保育料は無料となります。
- ただし、同一世帯において、「保育園等」を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち年齢の高い方から数えて最も年齢の高い子ども（第 1 子）及び 2 番目の子ども（第 2 子）が下記の表中の年齢の組み合わせの場合、2 番目の子ども（第 2 子）に半額保育料の特例が適用されます。
- ※ C1～D1-1 階層については、子どもの年齢及び保育施設等の利用に関わらず、生計を一にしている子どものうち年齢の高い方から順に第 1 子、第 2 子として数えます。なお、ひとり親世帯等については、

C1～D2-1 階層までが同様の取扱いとなります。

- ※ ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます。
- ※ 保育料を算定する際の市民税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除をする前の金額です。
- ※ 4～8 月分保育料は、前年度市民税額で算定します。
- 9～3 月分保育料は、当年度市民税額で算定します。

半額保育料の特例 (単位：円)

階層	組み合わせ	1 子：3 歳未満児	
		2 子：3 歳未満児	
	保護者の市民税額	標準時間	短時間
D8	202,000 以上 235,000 未満	23,300	
D9	235,000 以上 268,000 未満	19,200	20,070
D10	268,000 以上 301,000 未満	15,100	16,040
D11	301,000 以上 349,000 未満	12,500	13,480
D12	349,000 以上	10,000	11,020

※ D8 階層の短時間については、通常の半額保育料を適用します。

4. 一時預かり

【保育入園課】

保護者の就労や傷病、心理的・肉体的負担を解消するためのリフレッシュなどの保育需要に対応するため、一時預かり事業を行っています。令和 5 年度末時点で、公立保育所 1 園（湊町保育園）、私立保育所 18 園、私立認定こども園 2 園、私立幼稚園 5 園（休止中を含む）にて実施しており、私立園については市より助成を行っています。

利用条件 ①A利用

パート等で就労し、育児が一時的に困難となる場合や保護者や家族の病気・ケガ、冠婚葬祭等で育児が困難となる場合（原則月 9 日以内）

②B利用

保護者の育児に伴う精神的身体的負担の解消（原則月 2 日以内）

利用状況 (単位：人)

年度	利用延人数 (児童数)	利用形態	
		A利用	B利用
3	13,430	5,957	7,473
4	15,899	6,932	8,967
5	17,637	7,347	10,290

5. 病児保育

【保育入園課】

市内に住んでいる児童や、市内の保育所・幼稚園・小学校（一部施設では3年生まで）等に通っている児童を対象として、入院治療の必要はないが安静を必要とする症状が軽度の児童（病児）及び、病気の回復期にあり保護者の就労等により家庭で保育できない児童（病後児）を一時預かりする「病児保育事業」を市内5施設（わたぐもの部屋（米ヶ崎町）、アイリスルーム（二子町）、オー・キッズ（本町）、アトム（習志野）、病児保育室わかば（三咲））に委託し実施しています。

また、病児保育室わかばでは、市内の保育所・幼稚園・小学校等に通っている児童が体調不良となった際に、保護者が迎えに来ることができない場合、保護者の代わりに病児保育施設の看護師等がタクシーで児童を迎えに行き、必要に応じ診療所等で受診後、病児保育施設でお預かりする送迎対応付病児保育を実施しています。

利用者数 (単位：人)

年度	登録者数	延利用者数	月平均	日平均
3	742	1,154	96.2	0.8
4	720	1,174	97.8	0.8
5	973	1,968	164.0	1.4

※ 日平均は1施設あたり

6. 認可外保育施設通園児に対する助成(認可外保育施設通園児補助金)

【保育入園課】

船橋市認証保育所及び認可外保育施設（事業所内保育事業、企業主導型保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）に乳幼児の保育を委託（月64時間以上）している保護者に対して、保育料の負担軽減を図ることを目的に補助金を交付しています。

《補助金の額》

市民税課税世帯の0歳児から2歳児クラスの児童を対象に、保護者が負担した利用料（日用品の購入費、行事への参加費等を除く）とし、月額30,000円を上限に交付します。

補助金交付状況(実績) (単位：人)

年度	3	4	5
延交付児童数	964	1,330	1,114

7. 休日保育

【保育入園課】

保育所・認定こども園等の認可保育施設に通園している児童のうち、平日だけではなく休日でも家庭で保育ができない児童について、必要な保育の提供を行うため休日における預かりを公立保育所1園（湊町保育園）、私立保育所1園（アンデルセン第二）で実施しており、私立園については市より助成を行っております。

利用者数 (単位：人)

年度	3	4	5
利用延人数(児童数)	617	555	489

8. 保育所の運営に関する助成

【保育入園課】

市では、保護者の負担軽減、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して、各種の助成制度を設けています。

私立保育所各種助成

助成項目	助成の内容																				
職員の処遇向上に要する費用	保育士 職員 1 人当たり月額 43,220 円 保健師・助産師・看護師等 月額 33,220 円 栄養士 月額 25,560 円 事務長・事務員・その他保育に従事する者 月額 18,070 円 調理員・用務員 月額 16,880 円 期末手当分 夏期 40,920 円 冬期 42,780 円																				
予備保育士の雇用に要する費用	保育士定数を超えて予備保育士を雇用している保育所 1・2 歳児配置改善分 5：1 配置に必要なとなる保育士の数 基本分 3 人まで 1 人当たり月額 203,800 円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.5 か月以内とする)																				
主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	国の配置基準を超えて正職員を雇用した保育所 1 人当たり月額 173,600 円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.5 か月以内とする) 国の配置基準を超えて臨時職員を雇用した保育所 1 時間当たり 1,026 円以内																				
延長保育事業に要する費用	基本分 保育士定数を超えて正職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1 人当たり月額 203,800 円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.5 か月以内とする) 保育士定数を超えて臨時職員の保育士又は保育補助を雇用している保育所 1 人当たり月額 171,360 円以内(時給 1,440 円以内) 延長分(11 時間を更に延長する保育所に対し平均利用児童数に基づき補助) <table><tr><th>(月額)</th><th>1 時間延長</th><th>2 時間延長</th><th>3 時間延長</th></tr><tr><td>0～5 人</td><td>62,500</td><td>169,000</td><td>181,500</td></tr><tr><td>6～9 人</td><td>252,500</td><td>338,250</td><td>363,250</td></tr><tr><td>10～19 人</td><td>296,250</td><td>447,500</td><td>497,500</td></tr><tr><td>以上 10 人毎に加算</td><td>72,750</td><td>182,000</td><td>223,500</td></tr></table>	(月額)	1 時間延長	2 時間延長	3 時間延長	0～5 人	62,500	169,000	181,500	6～9 人	252,500	338,250	363,250	10～19 人	296,250	447,500	497,500	以上 10 人毎に加算	72,750	182,000	223,500
(月額)	1 時間延長	2 時間延長	3 時間延長																		
0～5 人	62,500	169,000	181,500																		
6～9 人	252,500	338,250	363,250																		
10～19 人	296,250	447,500	497,500																		
以上 10 人毎に加算	72,750	182,000	223,500																		
障害児保育に要する費用	加配保育士・看護師等を雇用した保育所(在園する障害児の人数が上限) 正職員を雇用した施設の場合 児童指導員、子育て支援員以外の場合 1 人当たり月額 244,300 円以内 児童指導員、子育て支援員の場合 1 人当たり月額 215,000 円以内 (ただし、期末手当は年間を通じて 4.5 か月以内とする) 正職員に加えて臨時職員を雇用した施設の場合 児童指導員、子育て支援員以外の場合 1 人当たり月額 161,100 円以内 (時給 1,506 円以内) 児童指導員、子育て支援員の場合 1 人当たり月額 136,900 円以内 (時給 1,280 円以内) 臨時職員を雇用した施設の場合 児童指導員、子育て支援員以外の場合 1 人当たり月額 414,100 円以内 (時給 1,506 円以内) 児童指導員、子育て支援員の場合 1 人当たり月額 352,000 円以内 (時給 1,280 円以内)																				

★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

基本施策 7—10

9. 私立保育所の施設整備に関する助成

【保育運営課】

市では、社会福祉法人等による保育所の施設整備及び設備整備にかかる費用の負担軽減を図るため、創設・改修工事等に対して、国庫補助金を活用した助成を行っています。

10. 幼児教育・保育の無償化について

【保育入園課】

経済的負担の軽減により子育て世帯を社会全体で応援していくため、令和元年10月から、認可保育所、幼稚園（新制度）、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちと、市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちの保育料が無料になりました。

また、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた子どもは、幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等の利用料が年齢等に応じた上限額まで無料になります。（施設に支払った利用料を償還します。）

11. 保育士養成修学資金貸付事業

【保育入園課】

保育士養成施設に在学中である学生のうち、将来市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある者に対し、月額3万円を貸し付け、その修学を支援しています。

貸付状況 (単位：人)

年度	借受者数		
	継続	新規	合計
3	94	86	180
4	104	86	190
5	101	76	177

※借受者数はその年度に貸付を行った実人数

12. 保育士就職支援事業

【保育入園課】

保育士に対する本市の支援施策の認知度を向上させ、市内保育施設への就職者の増加を図るため、保育士向け求人サイトへ市の支援施策の特集記事を掲載するとともに、会員へのメール配信を実施しました。

13. 公立保育所での取り組み（令和5年度より実施）

【保育運営課】

(1) 紙おむつ処分料の無償化

紙おむつの処分に係る保護者の負担軽減及び衛生面の不安の解消を図るため、公立保育所において紙おむつの持ち帰りを廃止するとともに、処分料を無償としました。

(2) 保育 ICT システムの導入

保育園業務の効率化及び保護者の利便性向上を図るため、登退園や出欠席の管理、連絡帳等をデジタル化する保育 ICT システムを公立保育所全園に導入しました。

施策 2 「子供の健全な育成」

1. 児童手当

【子育て給付課】

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。

(1) 対象者

15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している者

(2) 支給月額

(児童 1 人につき)

《所得制限限度額未満》

0 歳から 3 歳未満 15,000 円

3 歳から小学校修了前 (第 1 子・第 2 子) 10,000 円

3 歳から小学校修了前 (第 3 子以降) 15,000 円

中学生 10,000 円

《所得制限限度額以上所得上限限度額未満》

一律 5,000 円

《所得上限限度額以上》

支給なし

(3) 支給月

2 月、6 月及び 10 月に前月分までを支給

(4) 所得制限

所得制限は、平成 24 年 6 月分から導入されました。内容は下表のとおりです。また、令和 4 年 6 月分から、所得上限限度額以上の場合は手当の支給がなくなりました。

所得制限表

扶養親族等の数 (人)	所得制限限度額 (万円)		所得上限限度額 (万円)	
	所得額	収入額 (目安)	所得額	収入額 (目安)
0	622	833.3	858	1071
1	660	875.6	896	1124
2	698	917.8	934	1162
3	736	960.0	972	1200
4	774	1002.0	1010	1238
5	812	1040.0	1048	1276

※ 扶養親族等の数が 6 人以上の場合は、1 人につき 38 万円を所得制限限度額に加算。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

児童手当支給状況

年度	3歳未満		3歳以上小学校修了前		中学生		特例給付 (所得制限超過)	
	延人数 (人)	支給額 (千円)	延人数 (人)	支給額 (千円)	延人数 (人)	支給額 (千円)	延人数 (人)	支給額 (千円)
3	139,097	2,087,285	490,578	5,149,015	153,230	1,532,555	141,152	705,760
4	132,738	1,991,120	477,981	5,020,585	153,976	1,540,570	103,400	517,000
5	125,037	1,876,315	459,208	4,828,545	150,351	1,503,780	86,148	430,740

※ 支給額には、所得更正による追加支給分を含む。

2. 子ども医療費の助成

【子育て給付課】

疾病等により0歳から高校3年生の年齢（18歳到達後最初の3月31日）までの子どもが入院・通院した場合、その医療費の全部又は一部を助成し、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(1) 対象者

0歳から高校3年生の年齢（18歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを保護者

(2) 助成額

保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から子ども医療費自己負担金を控除した額

(3) 助成方法

受給券を交付することによる現物給付。ただし千葉県外の医療機関を受診した場合や受給券を提示できなかった場合は償還払い（一旦医療費を支払い、後日市に申請することにより助成）。

子ども医療助成件数・助成総額

年度	延助成件数（件）	助成総額（円）
3	1,061,362	2,085,040,675
4	1,106,189	2,111,597,263
5	1,413,997	2,779,208,773

※ 平成21年10月から小学生の入院医療費助成開始。平成22年12月から小学校1年生～3年生の通院医療費助成開始。平成23年10月から小学校4年生～6年生の通院医療費助成開始。

※ 平成24年12月から小学校4年生～6年生についても受給券を交付することによる現物給付を開始。また、中学生の入院医療費助成開始（受給券交付による現物給付）。

※ 平成25年8月から中学生の通院医療費助成開始。

※ 令和5年4月から高校生の入通院医療費助成開始（令和5年4月から7月診療分は償還払いのみ。令和5年8月診療分から現物給付開始）。

子ども医療費自己負担金

世帯区分	負担基準額(円)	
	入院1日及び 通院1回	調剤
市町村民税非課税世帯	無料	無料
市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯		
市町村民税所得割課税世帯	300	

※ 平成25年8月から市町村民税所得割課税世帯の自己負担金を300円に変更。

※ 令和5年8月から同月、同医機関において通院6回、入院11日以降無料となる「月額上限制度」開始。

3. 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）（令和5年度のみ実施）

【子育て給付課】

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）に対し生活の支援を行うため、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。（市単分含む）

- 対象者 ① 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）の支給対象者
② ①のほか児童を養育する父母等で、食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し住民税非課税相当の収入となった者（令和6年2月29日までの間に出生した児童も含む。）

実績表

対象児童数（人）	支給額（円）
6,748	337,400,000

4. 子どもの成長応援臨時給付金（令和5年度のみ実施）

【子育て給付課】

物価高騰の影響を踏まえ、習い事や体験活動などにかかる経費の負担を軽減し、将来を担う子どもたちが豊かな成長につながる機会を得られるようにするため、小中学生を対象に児童1人当たり1万円の給付金を支給しました。

- 対象者 ① 基準日（令和5年4月30日）時点における令和5年5月分の児童手当受給者
② 児童手当所得上限限度額超過者、公務員等

実績表

対象児童数（人）	支給額（円）
50,695	506,950,000

5. ふなっこ子育て応援給付金（令和5年度のみ実施）

【子育て給付課】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、児童の保護者の負担を軽減し、子育て世帯に対し支援を行うため、児童1人当たり1万円のふなっこ子育て応援給付金を支給しました。

- 対象者 ① 基準日（令和5年4月30日）時点における令和5年5月分の児童手当受給者
② 令和5年5月1日～令和6年4月1日生まれの新生児、高校生等

実績表

対象児童数（人）	支給額（円）
47,204	472,040,000

6. 児童ホーム

【地域子育て支援課】

児童に健全な遊びを与え、健康の増進と情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設で市内に21館を設置しています。体育室、図書室、遊戯室等を整備し、遊びの指導および提供を行っています。

令和5年度児童ホーム利用者実績

(単位：人)

施設 区分	前原	高根台	習志野台	金杉台	若松	西船	小室
市の主催事業	21,564	8,040	16,702	8,053	5,032	8,392	7,664
スポーツ・体操	2,114	879	7,696	2,617	666	631	762
制作・情操	5,494	1,953	3,526	2,140	2,063	1,187	2,067
その他の行事	9,750	4,530	5,438	2,768	2,176	6,501	4,598
クラブ	0	0	0	214	0	0	0
ボランティア	61	391	0	75	0	69	7
その他	4,145	287	42	239	127	4	230
一般利用	41,889	12,116	19,988	10,897	8,781	26,322	13,266
乳幼児	13,501	4,199	5,845	2,023	2,953	9,234	4,141
小学生	13,281	3,943	7,325	6,244	2,789	7,107	5,354
中学生	1,394	267	951	539	192	834	200
高校生	80	25	54	32	3	22	6
大人	13,633	3,682	5,813	2,059	2,844	9,125	3,565
団体利用	1,063	53	0	170	0	0	0
総合計	64,516	20,209	36,690	19,120	13,813	34,714	20,930
月曜日	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	9,075	2,742	4,020	1,853	1,819	4,447	2,541
水曜日	12,386	3,358	7,595	2,538	2,994	6,722	3,823
木曜日	11,818	2,769	5,749	2,535	2,234	5,746	3,485
金曜日	8,661	2,372	5,042	2,117	1,677	5,195	3,841
土曜日	14,996	6,202	8,005	7,699	2,834	6,336	4,487
日曜日	7,580	2,766	6,279	2,378	2,255	6,268	2,753
総合計	64,516	20,209	36,690	19,120	13,813	34,714	20,930
小学生	20,764	7,515	19,125	11,382	4,727	11,240	8,940
中学生	1,877	461	1,376	824	304	915	254
高校生	100	28	76	43	3	24	8
乳幼児	20,787	6,153	8,251	3,338	4,461	11,280	6,225
大人	20,988	6,052	7,862	3,533	4,318	11,255	5,503
開館日平均	221	69	125	65	47	119	72
開館月平均	5,376	1,684	3,058	1,593	1,151	2,893	1,744

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和５年度児童ホーム利用者実績

(単位：人)

施設 区分	三山	八木が谷	松が丘	飯山満	夏見	塚田	宮本
市の主催事業	10,650	4,646	6,776	7,081	11,959	9,084	19,050
スポーツ・体操	3,825	216	672	0	5,977	721	1,332
制作・情操	2,072	1,167	4,890	5,354	3,201	2,029	7,425
その他の行事	4,661	3,105	1,026	1,512	2,416	5,339	9,948
クラブ	0	0	0	41	0	106	0
ボランティア	27	22	64	0	116	82	79
その他	65	136	124	174	249	807	266
一般利用	13,501	13,535	15,319	15,442	26,314	25,844	29,488
乳幼児	2,352	1,721	4,340	3,724	7,355	9,463	9,341
小学生	7,378	8,714	6,324	6,600	10,961	6,703	9,388
中学生	1,454	1,265	1,148	1,413	935	708	1,200
高校生	97	119	71	85	117	30	89
大人	2,220	1,716	3,436	3,620	6,946	8,940	9,470
団体利用	0	0	0	0	0	0	0
総合計	24,151	18,181	22,095	22,523	38,273	34,928	48,538
月曜日	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	2,532	2,245	2,984	2,614	5,268	4,571	5,287
水曜日	4,475	3,598	4,144	3,792	7,554	7,575	7,514
木曜日	3,704	3,151	3,910	3,228	6,787	5,135	6,715
金曜日	3,327	3,445	2,919	3,779	5,690	5,186	7,512
土曜日	5,520	3,037	4,246	4,130	7,496	6,447	7,748
日曜日	4,593	2,705	3,892	4,980	5,478	6,014	13,762
総合計	24,151	18,181	22,095	22,523	38,273	34,928	48,538
小学生	13,564	11,736	8,833	9,826	17,021	8,921	16,808
中学生	2,185	1,333	1,218	1,580	1,006	785	1,408
高校生	132	121	81	102	123	32	99
乳幼児	4,294	2,497	6,789	5,623	10,282	12,918	14,910
大人	3,976	2,494	5,174	5,392	9,841	12,272	15,313
開館日平均	82	62	76	77	130	120	165
開館月平均	2,013	1,515	1,841	1,877	3,189	2,911	4,045

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和5年度児童ホーム利用者実績

(単位：人)

施設 区分	三咲	新高根	薬円台	海神	法典	本中山	坪井	合計
市の主催事業	10,889	19,522	32,155	10,660	15,397	14,192	9,173	256,681
スポーツ・体操	44	762	9,004	5,465	3,811	2,744	1,713	51,651
制作・情操	5,687	8,937	16,588	2,944	10,045	7,462	1,358	97,589
その他の行事	5,017	6,756	6,061	2,046	777	3,917	4,924	93,266
クラブ	0	1,209	0	0	0	0	518	2,088
ボランティア	0	77	181	126	11	12	195	1,595
その他	141	1,781	321	79	753	57	465	10,492
一般利用	20,120	22,377	34,409	13,016	20,525	28,808	29,777	441,734
乳幼児	4,412	7,209	11,881	3,761	5,208	9,691	7,452	129,806
小学生	9,037	7,756	9,703	4,255	9,567	8,512	14,527	165,468
中学生	2,403	871	1,768	687	609	746	579	20,163
高校生	181	176	58	22	59	88	26	1,440
大人	4,087	6,365	10,999	4,291	5,082	9,771	7,193	124,857
団体利用	0	0	0	0	0	0	0	1,286
総合計	31,009	41,899	66,564	23,676	35,922	43,000	38,950	699,701
月曜日	0	0	0	0	0	0	0	0
火曜日	3,521	5,699	10,658	2,617	4,258	5,504	4,787	89,042
水曜日	5,511	7,354	9,453	3,605	7,434	7,430	7,297	126,152
木曜日	5,599	5,849	8,762	3,387	6,782	7,125	6,599	111,069
金曜日	4,293	5,817	10,699	4,050	6,415	5,416	5,975	103,428
土曜日	5,121	6,805	12,227	4,930	5,150	9,534	8,067	141,017
日曜日	6,964	10,375	14,765	5,087	5,883	7,991	6,225	128,993
総合計	31,009	41,899	66,564	23,676	35,922	43,000	38,950	699,701
小学生	14,884	14,711	17,579	6,240	17,788	14,055	19,781	275,440
中学生	2,697	1,187	4,429	737	830	815	703	26,924
高校生	212	219	129	22	71	99	29	1,753
乳幼児	6,994	13,531	22,796	8,061	8,770	14,093	9,336	201,389
大人	6,222	12,251	21,631	8,616	8,463	13,938	9,101	194,195
開館日平均	105	143	229	81	122	146	132	114
開館月平均	2,584	3,492	5,547	1,973	2,994	3,583	3,246	2,777

7. 子育て支援センター

【地域子育て支援課】

少子高齢化がますます進む中、地域全体で子育てを支援する環境づくりが必要とされています。市内に2カ所開設する子育て支援センターでは、子育て支援事業の企画立案、育児不安等への相談及び指導、子どもの発達相談、育児講座の開催、子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会及び子どもの遊び場の提供を行っています。

(1) 南本町子育て支援センター

住 所 南本町 10-1
開設年月日 平成 12 年 10 月 1 日
職 員 数 12 人（保育士 9 人、看護師 1 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 1 人）

(2) 高根台子育て支援センター

住 所 高根台 2-1-1
開設年月日 平成 14 年 11 月 16 日
職 員 数 13 人（保育士 9 人、看護師 1 人、栄養士 1 人、心理発達相談員 2 人）

利用者数

(単位：人)

年度	施設名	乳幼児	保護者	合 計	月平均	日平均
3★ ¹	南本町	10,166	9,020	19,186	1,599	65
	高根台	6,919	6,617	13,536	1,128	46
	合 計	17,085	15,637	32,722	—	—
4	南本町	13,247	12,614	25,861	2,155	88
	高根台	8,246	7,952	16,198	1,350	55
	合 計	21,493	20,566	42,059	—	—
5	南本町	13,893	13,823	27,716	2,310	95
	高根台	10,175	9,780	19,955	1,663	68
	合 計	24,068	23,603	47,671	—	—

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年8月30日から9月30日まで休館していた。

相談内容・指導人数

(単位：人)

年度	施設名	発達 発達	身体	ことば の問題	性格 行動	生活 習慣	養育者 の問題	就園・ 就学関係	手当・ 支援制度	その他	合計
3	南本町	386	237	283	2,098	1,669	2,584	625	123	158	8,163
	高根台	381	363	218	964	2,021	1,697	228	41	195	6,108
	合 計	767	600	501	3,062	3,690	4,281	853	164	353	14,271
4	南本町	522	182	352	2,115	1,522	3,471	664	162	157	9,147
	高根台	432	423	255	1,080	2,269	2,054	264	25	227	7,029
	合 計	954	605	607	3,195	3,791	5,525	928	187	384	16,176
5	南本町	550	227	216	1,908	1,407	4,103	589	108	106	9,214
	高根台	421	240	320	1,134	2,109	2,787	414	28	172	7,625
	合 計	971	467	536	3,042	3,516	6,890	1,003	136	278	16,839

※ 分類内容の「身体」については、心理的要因のものも含まれます。

8. 子育て短期支援事業

【地域子育て支援課】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において必要な養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。市は社会福祉法人千葉ベタニヤホームに委託し実施しています。

《実施施設》

母子生活支援施設「青い鳥ホーム」

《事業の種類及び内容》

(1) 短期入所生活援助事業

疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に、当該児童を一時的に入所させ、養育を行います。実施期間は原則 7 日以内です。

(2) 夜間養護事業

仕事その他の理由により夜間に家庭において児童の養育が困難となった場合に、月曜日から金曜日までの午後 6 時から午後 10 時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則 6 月以内です。

(3) 休日預かり事業

仕事その他の理由により日中に家庭において児童の養育が困難となった場合に、土日祝休日の午前 7 時から午後 7 時まで、当該児童に対し生活指導、食事の提供等を行います。実施期間は原則 6 月以内です。

利用実績

年度	短期入所生活援助事業		夜間養護事業		休日預かり事業	
	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)	実利用人数 (人)	延利用日数 (日)
3	46	395	0	0	27	149
4	53	512	4	4	33	119
5	54	528	0	0	26	124

9. ファミリー・サポート・センター事業（育児）

【地域子育て支援課】

育児の援助を行いたい者と受けたい者（市内在住または在勤で生後 6 か月以上概ね 13 歳未満の児童のいる人）との会員組織を作り、仕事と育児の両立の支援及び地域の子育て支援をしています。

育児の援助を行いたい会員は、保育所等の開始前や終了後の児童の預かりや、送迎等育児のサポートを行います。市は（公財）船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

利用状況

年 度	協力会員(人)	両方会員(人)	利用会員(人)	援助件数(件)	月平均件数(件)
3★ ¹	602	94	2,884	8,522	710
4	618	85	3,004	8,231	686
5	597	77	2,927	10,967	914

（各年度 3 月 31 日現在）

10. 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム事業）

【地域子育て支援課】

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間、家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とし、全小学校区（55 カ所）で放課後ルームを開設しています。

放課後ルーム入所児童数の推移

（単位：人）

年度	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生以上	合計
4	1,951	1,665	1,243	778	5,637
5	1,962	1,710	1,271	784	5,727
6	1,902	1,740	1,306	817	5,765

（各年 4 月 1 日現在）

放課後ルームの開設場所（単位：施設）

学校敷地内専用施設	52
校舎内余裕教室等	41
学校敷地外専用施設	7
民間施設	4

（複数ルーム開設している小学校もある）

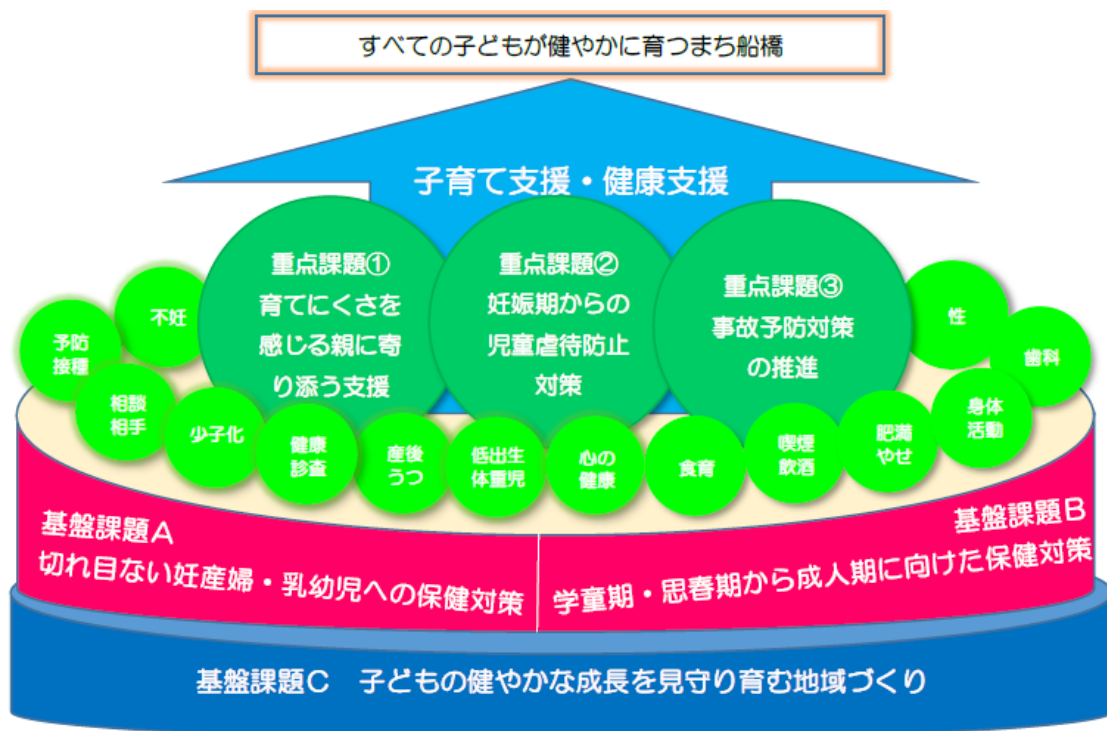
施策3 「妊娠期から子育て期にわたる支援」

◆ 1. 船橋市母子保健計画

【地域保健課】

健やかな子どもを産み育てることができる子どもにやさしい地域づくりに向けて、平成27年度に「ふなばし健やかプラン21（第2次）」に包含する形で「船橋市母子保健計画（平成27年度から平成31年度）」を策定しました。母子保健計画の計画期間が終了することに伴い、母子保健の更なる充実のために、「ふなばし健やかプラン21（第2次）」から独立させ、新たに船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし（令和2年度から令和6年度）」を単独計画として策定することとしました。

「すこやか親子ふなばし」は、「すべての子どもが健やかに育つまち船橋」を計画の基本理念とし、船橋市の母子保健を取り巻く状況と国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえて、3つの基盤課題と様々な母子保健の取り組みの中で特に重点的に取り組む必要のある3つの重点課題を設定し、課題ごとに「めざす姿（健康水準）」「市民の取り組み（健康行動）」「市民を支える取り組み（環境整備）」の目標と評価指標を定めています。



2. 健康教育

【地域保健課】

(1) 両親学級「パパ・ママ教室」

沐浴実習等を通して夫婦で協力して出産・育児に臨み、夫婦共同の子育てや家庭づくりができるよう促しています。

(2) 親子教室

1歳6か月児健康診査の事後指導教室として実施し、親子又は集団での遊び体験や、保護者への継続的指導を通して親子関係の改善や児の発達を促しています。

(3) 健康講座

乳幼児の心の発達や思春期特有の心身の特徴等についての理解を深め、保護者が子どもと適切に関わることをできるよう促しています。

(4) 地区健康教育

地域の実情に合わせ、乳幼児期におこりやすい病気や事故についての知識及び、子どもの健康や健全な育児を促すことを目的に、児童ホーム、公民館、自治会、中学校などの協力を得ながら健康教育を行っています。

実施回数・延参加者数

年度	3		4		5	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
両親学級	48★ ¹	711★ ¹	64★ ¹	944★ ¹	72	1,248
親子教室	4★ ¹	11★ ¹	80★ ¹	237★ ¹	95	315
健康講座	6	44★ ¹	6	49★ ¹	6	60
地区健康教育	18★ ¹	652★ ¹	62★ ¹	1866★ ¹	113	2,696

※ 親子教室受講者は児の数

3. 母子栄養保健事業（母子保健事業における栄養部門抜粋）

【地域保健課】

生涯を通して健康的に過ごすためには、乳幼児期から生活習慣の基礎づくりが大切であり、その中でも規則正しい食習慣の確立が重要になります。4か月児健康相談や1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・健康教育などを通して、規則正しい食習慣の基礎づくりのために相談や栄養指導を行っています。

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

実施回数・延参加者数

年度	3		4		5	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
地区健康教育	8★ ¹	125★ ¹	20	296	28	447
4 か月児健康相談	48★ ¹	295★ ¹	108★ ¹	1374★ ¹	126	2219
1 歳 6 か月児健康診査	72	743	72	754	74	950
3 歳児健康診査	72	358	72	429	74	446
母子地区栄養相談	12★ ¹	58★ ¹	22	117	27	228
訪問栄養指導（面接等含）	—	121★ ¹	—	172	—	323
窓口栄養相談	—	97★ ¹	—	151	—	215
こどものお食事ひろば	—★ ²	—★ ²	—★ ²	—★ ²	—★ ²	—★ ²

※令和 3 年度、4 年度の 4 か月児健康相談は栄養相談の実施回数・人数を計上

※令和 5 年度の 4 か月児健康相談は栄養相談および集団講話の実施回数・人数を計上

4. 健康相談

【地域保健課】

(1) 妊婦健康相談

母子健康手帳交付時に妊婦に対し保健師または助産師が個別に面談し、妊婦の持つ問題点や心配事等を把握し、母子保健制度の活用を促し、正しい知識の普及を図るとともに、安心して出産にのぞめるように支援します。

(2) 産前産後サポート事業（かるがもルーム）

多胎児の妊産婦を対象に、妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、助産師、保健師等の専門職とボランティアが、不安や悩みを傾聴し、相談支援を行います。あわせて、地域の親同士の仲間づくりを促します。

①かるがもルーム（多胎マタニティクラス）

多胎を妊娠している市内在住の妊婦（妊娠判明～32 週までの妊婦）

②かるがもルーム（多胎ママクラス）

多胎を出産した市内在住の母と子、および家族

おおむね 5 か月頃の定額が完了した児～1 歳を迎える月までの子を持つ親

(3) 産後ケア事業

産後に家族等から十分な支援が受けられず、心身に不調がある、育児に不安があるなど、育児支援を必要とする母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を実施しています。

(4) 4 か月児健康相談

発育・発達の日目である生後4か月に全数相談を行い、育児不安に早期に対応し虐待の予防や前向きに子育てができるよう支援しています。また、子育て支援の情報提供や孤立感の解消を図っています。

(5) 地区健康相談

子どもの発育・発達・生活習慣や育児不安などについて個別の相談を、児童ホーム・公民館・自治会館などで行っています。

(6) 子育て世代包括支援センター「ふなここ」

妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、各種相談に応じるとともに、医療機関や子育て支援機関、学校などの関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。

(7) 不妊・不育専門相談事業

不妊症・不育症や治療に関することについて、産婦人科医師・助産師による相談を実施しています。

実施回数・延参加者数

年度	3		4		5	
	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
妊婦健康相談	—	4,473	—	4,512	—	4,351
産前産後サポート事業（妊婦）	—	—	3	15	12	19
（産婦）	—	—	3	20	12	44
産後ケア事業（宿泊型）	—	166	—	123	—	193
（通所型）	—	—	—	3	—	36
（訪問型）	—	—	—	—	—	29
4 か月児健康相談	48★ ¹	3,390★ ¹	216★ ¹	3,364★ ¹	174	3,551
地区健康相談	25★ ¹	137★ ¹	59★ ¹	350★ ¹	101	646
子育て世代包括支援センター「ふなここ」	—	2,962	—	2,630	—	3,744
不妊・不育専門相談事業	6	10	9	16	6	12

※ 産前産後サポート事業（産婦）は親子で参加しているが、相談者数は産婦のみの人数を計上

※ 4 か月児健康相談の令和3年度については、窓口や訪問で個別に対応した数も含む

※ 子育て世代包括支援センター「ふなここ」の令和5年度については、出産・子育て応援事業伴走型支援含む

5. 訪問指導

【地域保健課】

(1) 妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業

原則として生後 60 日までの乳児のいる全家庭に、赤ちゃん訪問員・助産師・保健師が訪問し、育児支援、養育環境の把握、子育て支援情報の提供や適切なサービスを行い、虐待の未然防止を図っています。妊産婦・新生児訪問指導の対象者もこんにちは赤ちゃん事業に含めています。

(2) 家庭訪問事業

集団事業（相談・健康診査等）の要指導者等の家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた指導援助を行い、不安の解消や健全な育児を促しています。

訪問指導者数		(単位：人)		
年度	3	4	5	
妊産婦	1,790	1,787	4,035	
新生児・低体重児	2,142	2,114	2,566	
赤ちゃん訪問員による訪問	1,911	1,743	1,520	
保健師の訪問	2,665	2,719	2,470	

※ 令和 5 年度より、妊産婦の訪問指導者数について、助産師・保健師・赤ちゃん訪問員の訪問者数を計上。

※ 保健師の家庭訪問事業については上記実績の一部を含む。

6. 母子健康手帳の交付

【地域保健課】

妊娠届に基づき全ての妊婦に対して母子健康手帳を交付し、妊娠・出産から就学時までの一貫した健康管理と母性意識の向上を図っています。また、妊娠・出産・育児や社会資源等に関する配布物により、正しい知識の普及と妊娠中や育児についての不安の軽減を図っています。

母子健康手帳交付数		(単位：件)		
年度	3	4	5	
交付数	4,638	4,738	4,559	

7. 特定不妊治療費助成事業

【地域保健課】

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける夫婦を対象に、その治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。令和 4 年度からは特定不妊治療の保険適用移行に伴い、経過措置として令和 4 年 3 月 31 日以前に開始し令和 5 年 3 月 31 日までに終了した保険適用外となる「1 回の治療」を対象に、1 回に限り助成しています。

助成状況		(単位：件)		
年度	3	4	5	
助成件数	1307	409	6	

8. 不育症検査費用助成

【地域保健課】

不育症の検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施される検査を対象に令和 3 年度から検査費用の一部を助成しています。

助成状況 (単位：件)			
年度	3	4	5
助成件数	0	0	0

9. 健康診査

【地域保健課】

(1) 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査受診票 14 回分を妊婦に交付し、医療機関等で受診する妊婦健康診査の一部を公費負担し、異常の早期発見や早期治療、正しい知識の普及を図ると共に、安全な妊娠・出産を促しています。

また、令和 3 年度から多胎妊娠に伴う妊婦健康診査費用の追加助成を開始しています。

(2) 産婦健康診査

平成 30 年 10 月から、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期に行う産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援をしています。

(3) 新生児聴覚スクリーニング検査

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るため、令和 3 年度から新生児聴覚スクリーニング検査の費用を一部助成しています。

(4) 乳児健康診査

乳児一般健康診査受診票を 2 回分交付し、医療機関で受診する生後 3～6 か月と 9～11 か月の時期の健康診査により、異常の早期発見や早期治療を促すとともに、適切な養育を促しています。

(5) 1 歳 6 か月児健康診査

発達の目安が比較的容易に得られやすい 1 歳 6 か月の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。また、育児不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。

(6)3 歳児健康診査

身体発育、精神発達 の面から特に重要な 3 歳の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。また、育児不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。

受診者数 (単位：人)

年度	3	4	5
妊婦健康診査	54,003	52,646	51,736
産婦健康診査	6,853	6,689	6,616
新生児聴覚スクリーニング検査	3,798	3,816	3,803
乳児健康診査	7,828	7,740	7,470
1 歳 6 か月児健康診査	4,660★ ¹	4,193★ ¹	4,183
3 歳児健康診査	4,724★ ¹	4,384★ ¹	4,598

※ 1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査については把握者数。

10. 出産・子育て応援事業

【地域保健課】

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と利用者負担の軽減を図る経済的支援を一体的に実施しています。

支給件数 (単位：件)

年度	4	5
経済的支援	7,014	8,506

伴走型相談支援については、事業開始前より妊婦健康相談、妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業等を通じて妊産婦に対して相談支援を実施しています。令和 4 年度は、事業の開始に合わせて対象の妊産婦に対してアンケートを実施し、相談支援を行いました。令和 5 年度からは、出産予定日に合わせて、妊娠後期アンケートを実施し、希望する方や必要な方に対し妊娠後期面談を行っています。

妊娠後期アンケート及び妊娠後期面談数 (単位：件)

年度	アンケート対象者	窓口面談	オンライン面談	地区担当保健師支援
4				
5	4,226	183	27	125

※令和 4 年度については、年度途中の事業開始であるため件数は算出せず。

施策4 「特別な配慮を要する子供への支援」

1. ヤングケアラー支援事業(令和5年度から開始)

【こども家庭支援課】

ヤングケアラーといわれる、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこどもを支援につなげるため、コーディネーターを配置し、関係機関と連携しながらこどもたちに寄り添います。

また、関係機関に対してヤングケアラーの支援に関する講習会や研修会を実施し、周知啓発を図ります。

ヤングケアラー支援事業実績

年度	相談件数
5	33

2. こども発達相談センター

(令和6年4月1日現在)

【療育支援課】

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前のお子さんの発達に関する心配事の相談に応じています。平成27年10月1日、ことばの相談室を統合し、保健福祉センターへ移転しました。

所在地 北本町1-16-55(保健福祉センター5階)

職員数 40人(所長1人、心理発達相談員20(14)人、言語相談員11(9)人、理学療法士1人、
 作業療法士2人、保育士3(1)人、事務員2(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数

嘱託医 4人

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

こども発達相談センター相談人数

(単位：人)

年度 \ 月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	センター相談	326	396	397	399	409	426	442	456	480	423	408	498	5,060
	電話相談	106	90	163	121	66	100	121	134	114	82	74	109	1,280
	施設出張相談	10	42	71	52	20	33	71	120	42	23	20	17	521
	計	442	528	631	572	495	559	634	710	636	528	502	624	6,861
	ことば	新規相談	61	18	12	12	10	16	15	20	7	7	21	194
		再来相談	104	199	220	201	207	233	252	265	257	204	201	2,298
	計	165	217	232	213	217	226	249	267	285	264	211	222	2,768
	合 計	607	745	863	785	712	785	883	977	921	792	713	846	9,629
4	センター相談	413	395	415	412	436	449	464	433	448	449	463	472	5,249
	電話相談	92	90	178	114	85	96	107	114	82	92	121	119	1,290
	施設出張相談	10	43	55	45	22	44	58	84	48	21	23	23	476
	計	515	528	648	571	543	589	629	631	578	562	607	614	7,015
	ことば	新規相談	60	22	22	17	21	18	17	14	9	11	19	241
		再来相談	98	177	217	191	234	239	247	273	265	262	246	2,717
	計	158	199	239	208	255	257	264	284	282	274	273	265	2,958
	合 計	673	727	887	779	798	846	893	915	860	836	880	879	9,973
5	センター相談	378	386	346	376	404	398	411	462	417	468	440	410	4,896
	電話相談	111	103	111	99	95	106	110	116	94	93	91	96	1,225
	施設出張相談	10	44	59	46	20	54	70	59	31	52	15	22	482
	計	499	533	516	521	519	558	591	637	542	613	546	528	6,603
	ことば	新規相談	43	28	24	13	13	26	15	10	6	13	17	224
		再来相談	129	196	218	227	249	237	262	255	287	289	261	2,857
	計	172	224	242	240	262	263	277	271	297	295	260	278	3,081
	合 計	671	757	758	761	781	821	868	908	839	908	806	806	9,684

保育園等巡回数

(単位：園)

種別 \ 年度	3	4	5
公立保育園	12	11	14
私立保育園	86	71	82
私立幼稚園	35	31	35
認定こども園	9	7	13
認可外保育施設	7	7	7
小規模保育事業所	17	16	18
合 計	166	143	169

３．親子教室

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

【療育支援課】

運動発達等の気になるお子さんと保護者に対し、遊びを通じて基本的な生活習慣の獲得、運動機能や情緒の発達を促すよう支援を行っています。

(1) こども発達相談センター たんぼば親子教室

所在地 高根台 2-1-1(高根台子育て支援センター2 階) 定員 24 人
職員数 7 人(保育士 6(3) 人、保育職員 1(1) 人) ※()内は会計年度任用職員の数

たんぼば親子教室通所児童数

(単位：人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	男	10	11	11	13	14	21	23	25	27	28	29	29	241
	内、母子分離クラス	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	女	7	7	9	11	12	11	12	12	12	12	12	12	129
	内、母子分離クラス	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	合 計	17	18	20	24	26	32	35	37	39	40	41	41	370
4	男	14	16	17	17	19	21	24	26	30	31	32	32	279
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	1	1	1	3	3	2	2	6	6	6	6	38
	内、母子分離クラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	15	17	18	18	22	24	26	28	36	37	38	38	317
5	男	14	15	13	14	13	14	13	17	18	21	21	22	195
	内、母子分離クラス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	女	5	6	7	7	6	5	5	7	7	10	10	10	85
	内、母子分離クラス	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	合 計	19	21	20	21	19	19	18	24	25	31	31	32	280

(2) こども発達相談センター ひまわり親子教室

所在地 本郷町 457-1(西部消防保健センター5 階) 定員 24 人
職員数 8 人(保育士 8(5) 人) ※()内は会計年度任用職員の数

ひまわり親子教室通所児童数

(単位：人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	男	14	16	17	17	19	18	19	21	24	25	27	28	245
	内、母子分離クラス	3	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	40
	女	3	3	5	6	7	7	7	10	9	10	10	10	87
	内、母子分離クラス	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	合 計	17	19	22	23	26	25	26	31	33	35	37	38	332
4	男	12	13	13	19	23	24	25	26	27	30	31	31	274
	内、母子分離クラス	4	5	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	36
	女	6	6	6	5	6	7	7	5	7	9	11	12	87
	内、母子分離クラス	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	合 計	18	19	19	24	29	31	32	31	34	39	42	43	361
5	男	14	16	15	16	17	20	21	21	24	23	23	23	233
	内、母子分離クラス	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	女	7	7	5	6	6	5	5	6	6	8	8	8	77
	内、母子分離クラス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	合 計	21	23	20	22	23	25	26	27	30	31	31	31	310

4. 簡易マザーズホーム

(令和6年4月1日現在)

【療育支援課】

未就学で発達等の気になるお子さんを通所させ基本的な動作及び知識や技能の習得、集団生活への適応のための支援を行っています。

(1) 西簡易マザーズホーム

所在地 海神町2-264-5(海神児童ホーム内) 定員 20人

職員数 8人(園長・理学療法士1人、理学療法士1人、作業療法士1人、看護師1人、
保育士3(1)人、保育職員1(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数

西簡易マザーズホーム通所児童数

(単位：人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	男	13	17	20	21	21	23	23	22	23	23	23	24	253
	女	12	16	16	17	18	18	18	19	20	21	21	21	217
	合 計	25	33	36	38	39	41	41	41	43	44	44	45	470
4	男	14	19	17	16	16	16	14	15	13	15	18	16	189
	女	17	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	17	218
	合 計	31	38	36	35	35	34	32	33	31	33	36	33	407
5	男	14	14	15	15	15	15	17	19	21	22	23	23	213
	女	13	15	15	16	16	15	16	16	17	20	20	20	199
	合 計	27	29	30	31	31	30	33	35	38	42	43	43	412

(2) 東簡易マザーズホーム

所在地 薬田台5-31-1 (社会福祉会館内) 定員 20人

職員数 12人(園長・保育士1人、理学療法士3(1)人、作業療法士1人、看護師2(1)人、
保育士4(2)人、保育職員1(1)人) ※()内は会計年度任用職員の数

東簡易マザーズホーム通所児童数

(単位：人)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
3	男	14	13	14	17	17	18	18	20	19	18	20	21	209
	女	14	15	13	15	15	15	15	16	16	20	20	20	194
	合 計	28	28	27	32	32	33	33	36	35	38	40	41	403
4	男	16	17	17	19	19	20	21	21	19	18	20	20	227
	女	15	14	16	16	16	16	17	18	17	15	15	16	191
	合 計	31	31	33	35	35	36	38	39	36	33	35	36	418
5	男	17	18	18	16	16	15	15	17	16	18	19	18	203
	女	13	14	15	15	14	16	17	16	16	14	13	14	177
	合 計	30	32	33	31	30	31	32	33	32	32	32	32	380

5. 障害児通所支援

【療育支援課】

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を利用した場合に、障害児通所給付費等を支給します。

(参考) 市内事業所数(令和6年4月1日時点。民間事業所含む)

- ・児童発達支援事業所 61 事業所
- ・児童発達支援センター 2 事業所
- ・放課後等デイサービス事業所 79 事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所 1 事業所
- ・保育所等訪問支援事業所 11 事業所

障害児通所支援

年度	サービス種類	延利用者数(人)	延利用日数
3	児童発達支援	9,979	74,780
	医療型児童発達支援	11	146
	放課後等デイサービス	21,827	158,823
	保育所等訪問支援	281	429
	居宅訪問型児童発達支援	6	27
4	児童発達支援	12,010	86,354
	医療型児童発達支援	12	154
	放課後等デイサービス	24,709	178,853
	保育所等訪問支援	688	898
	居宅訪問型児童発達支援	12	76
5	児童発達支援	14,343	104,044
	医療型児童発達支援	1	16
	放課後等デイサービス	28,164	206,168
	保育所等訪問支援	1,111	1,658
	居宅訪問型児童発達支援	30	97

※ 請求月での集計になります(市外事業所の利用を含む)。

6. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

【療育支援課】

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成実績

年度	件数(件)	助成額(円)
3	10	1,384,000
4	12	1,214,000
5	19	1,403,000

7. 児童福祉施設入所費用等助成

【療育支援課】

市内に居住し、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に入所又は通所している児童の保護者に対して、費用の一部を助成します。

児童福祉施設入所費用等助成実績

年度	区分	件数(件)	助成額(円)
3	通所	0	0
	通所多子世帯	7	63,572
	入所	10	652,500
	合計	17	716,072
4	通所	0	0
	通所多子世帯	12	144,932
	入所	14	783,000
	合計	26	927,932
5	通所	0	0
	通所多子世帯	17	205,664
	入所	9	623,500
	合計	26	829,164

8. 心身障害児入学祝金の支給

【療育支援課】

特別支援学級(小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校)、又は特別支援学校の小・中・高等部に入学した児童の保護者に祝金を支給します。

心身障害児入学祝金年度別支給状況

年度	支給額(円)	件数(件)	総支給額(円)
3	8,000	292	2,336,000
4	8,000	331	2,648,000
5	8,000	304	2,432,000

9. 心身障害児施設等通所交通費の助成

【療育支援課】

市内に居住している心身障害児及びその介護者が、交通費を負担して心身障害児施設等に通所している場合に、その交通費の一部を助成します。

(1) 交通機関を利用している場合

1 か月につき 1 か月分の運賃の 1/2 の額(限度額 5,000 円)

(2) 自家用車を使用している場合

自宅から施設までの通所距離に応じた金額に日数を乗じて得た額(限度額 5,000 円)

※国または他の地方公共団体等の施策により、運賃の割引又は助成を受けているときは、その額を控除した額となります。

障害児施設等通所交通費年度別助成額

年度	件数(件)	金額(円)	1 件当たり金額(円)
3	660	6,526,670	9,888
4	713	6,409,470	8,989
5	773	7,129,690	9,223

10. こども発達相談センター運営事業

【療育支援課】

こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員等が来所相談や電話相談により就学前の子供の発達に関する相談に応じるとともに、保育園や幼稚園などへの巡回相談を行い、子供を適切な支援につなげ、保護者等を支援します。

11. 未熟児養育医療給付事業

【地域保健課】

出生時 2,000g 以下または医師が未熟児と診断した児が、指定医療機関に入院治療する場合、その医療の給付を行っています。

申請・給付状況 (単位：人)

年度	3	4	5
新規申請者数	103	82	95
給付者数	127	95	97

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

12. 自立支援医療(育成医療)給付事業

【地域保健課】

身体に機能障害がある児童が、指定医療機関で障害が改善される治療（主に手術）を受ける場合、その医療の給付を行っています。

申請・給付状況 (単位：人)

年度	3	4	5
新規申請者数	51	34	25
給付者数	52	43	32

(令和6年5月1日現在)

13. 結核児童療育給付事業

【地域保健課】

結核にかかっている児童が、指定医療機関で入院治療する場合、その医療等の給付を行っています。

申請・給付状況 (単位：人)

年度	3	4	5
新規申請者数	0	0	0

(令和6年4月1日現在)

施策5 「ひとり親家庭等の自立支援」

◆ 1. 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画（第4次）

【こども家庭支援課】

本市では、「ひとり親家庭等の誰もが、生き生きと安心して暮らせる生活環境をめざして」を基本目標として、母子及び寡婦福祉法第12条に基づき、母子家庭等自立促進計画（平成17年度～平成21年度（第1次計画）、平成22年度～平成26年度（第2次計画））を策定し、各種施策の推進を図ってきました。

平成26年10月1日には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）」と改正され、父子家庭にも母子家庭等と同様の支援を行うことになり、法第12条に基づき、ひとり親家庭等自立促進計画（平成27年度～平成31年度（第3次計画））を策定し、第1次計画、第2次計画に引き続き各種施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、ひとり親家庭等は子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担っており、依然として多くの方が子育てや生活全般に対して悩みを抱えていることに加え、就業に必要な知識や技能を習得する機会を必ずしも十分に有していなかったなどの事情から、継続的に支援を行うことが必要となります。

一方で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月17日施行）や「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月1日施行）が制定されました。さらに、令和元年には子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進すること等を明記した新たな「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。また、平成28年国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親家庭の相対的貧困率が5割を超える高い状況であったことから、本市においても国の趣旨を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、ひとり親家庭の子どもの貧困対策への取り組みを進めてきました。

これらのことから、本市においては、ひとり親家庭等の現状を勘案しその生活の安定と向上を図るため、引き続き自立支援に向けて各種の施策を総合的かつ計画的に展開することとし、第1次計画、第2次計画、第3次計画の基本目標を継承した、第4次計画「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」を令和2年3月に策定し、各種施策を実施しております。

2. ひとり親家庭

【子育て給付課】

令和 6 年 4 月 1 日現在、市内のひとり親家庭は 3,074 世帯（児童扶養手当認定者数※）で市内全世帯の 0.957%となっています。ひとり親家庭となった原因をみると、死別によるものが 47 世帯（1.5%）、離婚によるものが 2,532 世帯（82.4%）と、離婚が大半を占めています。

※児童扶養手当を申請し認定を受けた者の数

ひとり親家庭原因別構成割合

年度 ひとり親 家庭 原因	4				5				6			
	世帯数		割合（%）		世帯数		割合（%）		世帯数		割合（%）	
離婚	2,772	(140)	83.6	(87.5)	2,620	(120)	82.8	(84.5)	2,532	(117)	82.4	(84.8)
死別	42	(11)	1.3	(6.9)	46	(11)	1.5	(7.8)	47	(12)	1.5	(8.7)
未婚	391	(6)	11.8	(3.8)	388	(6)	12.2	(4.2)	387	(4)	12.6	(2.9)
障害	13	(3)	0.4	(1.8)	13	(4)	0.4	(2.8)	13	(4)	0.4	(2.9)
遺棄	3	(0)	0.1	(0)	5	(1)	0.2	(0.7)	5	(1)	0.2	(0.7)
その他	95	(0)	2.8	(0)	92	(0)	2.9	(0)	90	(0)	2.9	(0)
合 計	3,316	(160)	100.0	(100.0)	3,164	(142)	100.0	(100.0)	3,074	(138)	100.00	(100.0)

()内は父子家庭の数(内数)

(各年 4 月 1 日現在)

3. ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

【こども家庭支援課】

疾病その他の理由により日常生活を営むのに支障がある母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対し、ホームヘルパーを派遣する事業を委託により実施しています。

ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣状況

年度	3	4	5
対象家庭(件)	0	1	1
派遣時間(時間)	0	18	9

4. 福祉資金の貸付

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父またはその扶養している児童及び寡婦またはその扶養している子等に対し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養する児童等の福祉を増進するため、無利子または低利で各種資金の貸付を行っています。

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の 種 類	貸付対象		貸付金額の限度(単位：円)			据置期間 (据置期間中は無利子)	償還期間 (据置後)	利 率	償還 方法	
事業開始 資金	母・父・寡婦等・ 母子父子福祉団 体		個 人 3,470,000 団 体 (5,220,000)			1 年	7 年以内	年 1%		
事業継続 資金			個 人 1,740,000 団 体 (1,740,000)			6 か月	7 年以内			
修学資金 (※所得額 により限 度額が変 更となる 場合があ ります)	児 童 ・ 子	学校等種別		学年	自宅通学	自宅外通学	卒 業 後 6 か 月		無 利 子	年 賦 払 ・ 半 年 賦 払 ・ 月 賦 払
		高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	1	月額 27,000	月額 34,500		借りた期 間の 3 倍		
				2	〃 27,000	〃 34,500				
				3	〃 27,000	〃 34,500				
			私立	1	〃 45,000	〃 52,500		借りた期 間の 4 倍		
				2	〃 45,000	〃 52,500				
				3	〃 45,000	〃 52,500				
		高 等 専 門 学 校	国公立	1	〃 31,500	〃 33,750		借りた期 間の 3 倍		
				2	〃 31,500	〃 33,750				
				3	〃 31,500	〃 33,750				
				4	〃 67,500	〃 76,500				
				5	〃 67,500	〃 76,500				
			私立	1	〃 48,000	〃 52,500		借りた期 間の 4 倍		
				2	〃 48,000	〃 52,500				
				3	〃 48,000	〃 52,500				
				4	〃 98,500	〃 115,000				
				5	〃 98,500	〃 115,000				
		専修学校 (専門課程)	国公立	1	〃 67,500	〃 78,000		借りた期 間の 3 倍		
				2	〃 67,500	〃 78,000				
			私立	1	〃 89,000	〃 126,500		借りた期 間の 4 倍		
				2	〃 89,000	〃 126,500				
		短期大学	国公立	1	〃 67,500	〃 96,500		借りた期 間の 3 倍		
				2	〃 67,500	〃 96,500				
			私立	1	〃 93,500	〃 131,000		借りた期 間の 4 倍		
				2	〃 93,500	〃 131,000				
		大 学	国公立	1	〃 71,000	〃 108,500		借りた期 間の 3 倍		
				2	〃 71,000	〃 108,500				
				3	〃 71,000	〃 108,500				
				4	〃 71,000	〃 108,500				
			私立	1	〃 108,500	〃 146,000		借りた期 間の 4 倍		
				2	〃 108,500	〃 146,000				
				3	〃 108,500	〃 146,000				
4	〃 108,500			〃 146,000						
大学院	修士 課程	1	月額 132,000		借りた期 間の 3 倍 または 4 倍					
		2	〃 132,000							
	博士 課程	1	〃 183,000							
		2	〃 183,000							
		3	〃 183,000							
専修学校 (一般課程)		1	〃 54,000		5 年以内					
2	〃 54,000									

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の 種 類	貸付対象		貸付金額の限度(単位：円)	据置期間 (据置期間中は 無利子)	償還期間 (据置後)	利 率	償還 方法	
技能習得 資金	母・父・寡婦等		月額 68,000(5 年間限度) (自動車運転免許取得費用は 46 万円限度)	知識技能 習得期間 満了後 1 年	20 年以内	年 1%	年 賦	
修業資金	児童・子		月額 68,000(5 年間限度) (自動車運転免許取得費用は 46 万円限度)		20 年以内	無 利 子		
就職支度 資金	母・父・寡婦等		105,000 (通勤用自動車購入含む場合 340,000)	1 年	6 年以内	年 1%		無 利 子
	児童							
医療介護 資金	医 療	母・父 寡婦等・児童	340,000 (所得税非課税世帯等 480,000)	治療・介護後 6 か月まで	5 年以内	年 1%	払 ・ 半 年 賦 払 ・ 月 賦 払	
	介 護	母・父・寡婦等	500,000					
生活資金	技能習得期間中の 母・父・寡婦等		月額 141,000 (生計中心者でない場合 月額 72,000)	知識技能 習得期間 満了後 6 か月まで	20 年以内			
	医療を受けている 母・父・寡婦等		月額 108,000 (生計中心者でない場合 月額 72,000) ※なお、7 年未満の母子家庭等への貸付期 間は、3 か月以内更新で 259 万 2 千円を 限度とする。 また、生活安定期間中の養育費取得に係 る裁判等に要する費用については、12 月 相当 129 万 6 千円を限度とする一括貸付 ※なお、失業の母子家庭等への貸付期間は、 1 か月更新で通算 1 年まで	治療・介護後 6 か月まで	5 年以内			
	介護保険法に規定す る保険給付サービ スを受けている母・ 父・寡婦等				6 か月まで			8 年以内
	母子家庭の母・父子 家庭の父となって 7 年未満のもの			5 年以内				
	失業している母・父・ 寡婦等			10 年以内				
住宅資金	母・父・寡婦等		1,500,000 (特別) 2,000,000	6 か月	6 年以内 7 年以内			
転宅資金	母・父・寡婦等		260,000		3 年以内			

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

母子父子寡婦福祉資金の貸付の内容

貸付の 種 類	貸付対象		貸付金額の限度(単位：円)			据置期間 (据置期間中は 無利子)	償還期間 (据置後)	利 率	償還 方法
就学支度 資金	児 童 ・ 子	小 学 校		64,300		入学後 6 か月	1 年以内	無 利 子	年 賦 払 ・ 半 年 賦 払 ・ 月 賦 払
		中 学 校		81,000					
		高 校 専修学校 (高等課程) 高 専	国公立	自 宅 通 学 者	150,000	卒業後 6 か月	同時貸付け の修学資金 と同じ期間		
				自 宅 外 通 学 者	160,000				
		私立	自 宅 通 学 者	410,000					
			自 宅 外 通 学 者	420,000					
		大 学 短 大 専修学校 (専門課程)	国公立	自 宅 通 学 者	410,000				
				自 宅 外 通 学 者	420,000				
		私立	自 宅 通 学 者	580,000					
			自 宅 外 通 学 者	590,000					
		大学院		国 公 立	380,000				
				私 立	590,000				
		専修学校 (一般課程)		自 宅 通 学 者	150,000		5 年以内		
				自 宅 外 通 学 者	160,000				
修業施設		自 宅 通 学 者	272,000						
		自 宅 外 通 学 者	282,000						
結婚資金	母・父・寡婦等 (児童・子の結婚)		320,000			6 か月	5 年以内	年 1%	

※ 有利子(1%)の貸付も、連帯保証人がいる場合は、無利子貸付となります。(令和 6 年 4 月 1 日現在)

※ 貸付対象は以下のとおりです。

母：母子家庭の母（配偶者のいない女子で、児童（20 歳未満の者）を扶養している者）

父：父子家庭の父（配偶者のいない男子で、児童を扶養している者）

児童：母子家庭の母、父子家庭の父に扶養されている児童（児童と同時に扶養されている 20 歳以上の子等を含む）

寡婦等：配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった者（寡婦）、または 40 歳以上の配偶者のない女子で現
に児童を扶養していない者（寡婦を除く）

子：寡婦等に扶養されている子等

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

母子父子寡婦福祉資金貸付支払件数、支払金額実績

年度	資金の種類	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
3	修学資金	29	23,804,400	1	938,750	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	1	100,000	0	0	0	0
	就学支度資金	6	2,763,300	0	0	0	0
	事業継続資金	0	0	0	0	0	0
	合計	36	26,667,700	1	938,750	0	0
4	修学資金	27	21,624,500	1	721,500	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	0	0	0	0	0	0
	転宅資金	1	139,200	0	0	0	0
	就学支度資金	1	580,000	0	0	0	0
	合計	29	22,343,700	1	721,500	0	0
5	修学資金	18	16,353,600	0	0	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0
	修業資金	0	0	0	0	0	0
	医療介護資金	0	0	0	0	0	0
	生活資金	1	324,000	0	0	0	0
	転宅資金	0	0	0	0	0	0
	就学支度資金	0	0	0	0	0	0
	合計	19	16,677,600	0	0	0	0

(令和6年5月31日現在)

5. 母子・父子自立支援員

【こども家庭支援課】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条による母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活一般及び自立に必要な指導、相談に応じています。

相談状況

(単位：回)

年度	生活一般	児童	生活援護	その他	合 計
3	3,930	1,362	3,018	67	8,377
4	4,270	1,520	3,165	47	9,002
5	3,799	1,334	2,942	38	8,113

6. 母子・父子福祉センター

【こども家庭支援課】

母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るため、各種相談や生活指導を行います。

所在地 薬円台 5-31-1 (船橋市社会福祉会館内)

利用状況

年度	来庁相談	電話相談	合計(回)	研修会	打合会	講演会	その他	合計(人)
3	36	0	36	831	11	38	101	981
4	121	0	121	1450	10	39	92	1591
5	58	0	58	1584	16	76	88	1764

7. 母子家庭等就業・自立支援センター事業

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦、離婚前で支援が必要な方の生活の安定と児童の福祉を増進するため、就業促進を目的としたセミナーや、技能習得を目的とした講習を開催しています。

利用状況

年度	3		4		5	
	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
就職準備・離転職セミナー	1	3	2	15	7	62
パソコン技能習得講習会	15	80	13	56	14	47
資格取得講習会	4	46	4	38	2	17

8. 母子家庭等自立支援給付金

【こども家庭支援課】

(1) 自立支援教育訓練給付金

対象となる教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母及び父子家庭の父に対して訓練終了後、教育訓練給付金を支給します。

対象者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父
対象講座 雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座
支給額 受講料の 60%(上限 200,000 円、下限 12,000 円)

支給決定件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
3	8	626,416
4	7	461,244
5	9	571,503

(2) 高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において 6 か月以上修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給します。

- 対 象 者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、養成機関において資格の取得が見込まれる者
- 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士等
- 支給期間 修業にかかる全期間(上限 4 年)
- 支 給 額 月額 100,000 円(市町村民税非課税世帯)、70,500 円(市町村民税課税世帯)
養成機関の最終学年においては月額 40,000 円の追加支給あり。

支給決定件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
3	13	15,374,500
4	16	18,571,000
5	12	14,054,500

(3) 高等職業訓練修了支援給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関において 6 か月以上修業する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、修業修了後、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

- 対 象 者 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、資格を取得するため養成機関において修業を開始し、修業開始から修了日まで本市に住所を有し、その期間中、母子家庭の母及び父子家庭の父である者
- 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士等
- 支 給 額 50,000 円(市町村民税非課税世帯)、25,000 円(市町村民税課税世帯)

支給決定件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
3	4	175,000
4	6	250,000
5	6	225,000

9. 母子・父子自立支援プログラム策定事業

【こども家庭支援課】

児童扶養手当受給者又は離婚前で支援が必要な者の経済的自立を図るための就業支援を積極的に行うため、受給者等の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定します。

策定件数 (単位：件)			
年度	3	4	5
策定件数	34	30	33

10. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

【こども家庭支援課】

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができない、安定した就業が難しいなどの支障が生じている母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童(20歳未満)が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合に、給付金を支給します。

対象者 市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童で、児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準にある者

支給額

(1) 通信制の場合

- ① 受講開始時給付金 受講料の40%相当額(上限10万円、下限4千円)
 - ② 受講修了時給付金 受講料の50%相当額(ただし、①で給付を受けた額は除く)
(上限は①の給付額と併せて12万5千円、下限4千円)
 - ③ 合格時給付金 受講料の10%相当額(上限は①、②の給付額と合わせて15万円)
- ※合格時給付金は受講修了日から2年以内に試験に合格した場合に支給します。

(2) 通学又は通学及び通信制併用の場合

- ① 受講開始時給付金 受講料の40%相当額(上限20万円、下限4千円)
 - ② 受講修了時給付金 受講料の50%相当額(ただし、①で給付を受けた額は除く)
(上限は①の給付額と併せて25万円、下限4千円)
 - ③ 合格時給付金 受講料の10%相当額(上限は①、②の給付額と合わせて30万円)
- ※合格時給付金は受講修了日から2年以内に試験に合格した場合に支給します。

支給決定件数、金額

年度	3		4		5	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
開始時給付金	0	0	0	0	0	0
修了時給付金	0	0	0	0	0	0
合格時給付金	0	0	0	0	0	0

1 1. 養育費等支援事業

【こども家庭支援課】

(1) 弁護士による法律相談

養育費をはじめとする離婚前後に発生する諸問題について、女性弁護士による法律相談を受けられます。※要事前予約

場 所 船橋駅前総合相談窓口センター(船橋FACEビル 5階)
日 時 毎月第2土曜日 13時30分から16時30分まで(3枠)
第4水曜日 18時00分から20時00分まで(2枠)
第4日曜日 13時30分から16時30分まで(3枠)

相談件数 (単位：件)

年度	3	4	5
相談件数	77	78	61

(2) 養育費・親子交流支援セミナー

養育費等、離婚前後に発生する諸問題に詳しい専門の講師によるセミナーを開催します。

実施状況

年度	実施回数(回)	参加者数(人)
3	2	13
4	2	7
5	2	9

(3) 母子・父子自立支援員の公共機関への同行

公正証書の作成のために公証役場へ行く際や、調停の申し立てのために家庭裁判所へ行くことが不安な方に、必要に応じて母子・父子自立支援員が現地まで同行します。

同行可能場所：船橋公証役場、千葉家庭裁判所市川出張所

(4) 養育費に関する公正証書等作成費補助金

公正証書の作成に発生する手数料や、調停調書の作成に必要な収入印紙代、切手代を補助します。

対 象 者 以下の要件をすべて満たすひとり親

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者
2. 養育費の取り決めにかかる経費を負担した者
3. 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
4. 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を受けていない者

補助金額 公正証書の取り決めにかかる公証手数料 上限 17,000 円

家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に関する下記の費用

①収入印紙代 上限 1,200 円 ②連絡用郵便切手 上限 1,100 円

補助金交付件数、金額

年度	件数(件)		金額(円)	
	公正証書	調停調書	公正証書	調停調書
3	13	1	168,000	1,200
4	30	3	463,000	6,395
5	26	2	365,500	3,400

(5) 養育費保証料補助金

養育費確保のために、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人費用負担(保証料)を補助します。

対 象 者 以下の要件をすべて満たすひとり親

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある者。
2. 養育費の取り決めにかかる債務名義を有する者。
3. 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者。
4. 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者。
5. 過去に同一の養育費保証契約で補助金を受けていない者。

補助金額 保証会社との養育費保証契約締結に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用。月額養育費の額を補助額とする。上限 50,000 円。

補助金交付件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
3	2	75,000
4	3	150,000
5	0	0

(6) 親子交流支援事業利用補助金

親子交流を実施しやすくすることを目的に、親子交流支援事業者を利用した際の費用に補助金を支給しています。

対 象 者 親子交流支援事業者を利用し、利用料を支払った実父もしくは実母（父母または児童の市内居住要件あり）。

補助金額 1. 相談支援…親子交流を実施する前の事前相談等に要した利用料 上限 7,000 円
2. 親子交流実施支援…親子交流を実施する際の付添や児童受け渡しの立ち合い等に要した費用 上限 30,000 円

補助回数 親子交流実施支援について、同じ児童で申請できるのは年2回が上限

補助金交付件数、金額

年度	件数(件)	金額(円)
3	2	21,178
4	4	20,500
5	7	116,500

12. ひとり親家庭高校生キャリア支援事業

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭の高校生を対象とした学習支援と、将来の夢ややりたいことを見つけるためのセミナー等を実施します。

ひとり親家庭高校生キャリア支援事業実施状況(単位：人)

年度	学習支援	キャリア支援
4	100	79
5	82	181

13. 児童扶養手当

【子育て給付課】

次のいずれかに該当し、現に、父、母または両親と生計を同じくしていない児童を監護、養育している母子家庭の母、父子家庭の父、または祖父母等の養育者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。

1. 父（母）が死亡した児童
2. 父（母）が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
3. 父母の婚姻によらないで生まれた児童
4. 父（母）の生死が明らかでない児童
5. 父（母）が引き続き1年以上遺棄している児童
6. 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
8. 父（母）が重度（国民年金の障害等級1級程度等）の障害にある児童
9. その他、生まれたときの事情が不明である児童

(1) 対象児童

0歳から18歳到達後最初の3月31日まで（一定の障害を持つ場合は20歳未満まで）の児童

(2) 支給月額（令和5年度）

第1子目 月額 10,410～44,140円

第2子目 月額 5,210～10,420円

第3子目以降 1人増えるごとに月額 3,130～6,250円加算

(3) 支給月

1月、3月、5月、7月、9月、11月に前月分までを支給します。また、令和6年4月現在、3,074世帯が認定を受けていますが、所得制限の適用により、受給は2,400世帯です。

児童扶養手当支給状況

年度		全部支給	一部支給	２子加算	３子以降加算
３	人	17,380	16,381	12,448	3,052
	円	751,076,300	452,711,980	116,462,510	17,646,270
４	人	16,570	16,187	11,980	2,930
	円	714,298,330	440,925,120	111,593,230	17,010,980
５	人	15,499	15,191	11,260	2,885
	円	683,137,960	423,388,340	106,647,780	17,048,880

※ 人数は延人数です。

所得制限表

扶養親族等の数 (人)	受給者本人		扶養義務者
	全部支給・所得額(円)	一部支給・所得額(円)	所得額(円)
０	490,000	1,920,000	2,360,000
１	870,000	2,300,000	2,740,000
２	1,250,000	2,680,000	3,120,000
３	1,630,000	3,060,000	3,500,000

(令和５年４月１日現在)

１４．遺児手当

【子育て給付課】

父母又は父若しくは母と死別した義務教育終了前の児童を養育している者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。

(1) 支給月額

乳幼児１人につき ７,０００円／月

小学生１人につき ７,５００円／月

中学生１人につき ８,０００円／月

(2) 支給月

３月・９月に当月分までを支給します。

実績表

年度		乳幼児	小学生	中学生	合 計
３	人	443	1,577	1,608	3,628
	円	3,101,000	11,827,500	12,864,000	27,792,500
４	人	536	1,420	1,476	3,432
	円	3,752,000	10,650,000	11,808,000	26,210,000
５	人	435	1,340	1,476	3,251
	円	3,045,000	10,050,000	11,808,000	24,903,000

※ 人数は延人数です。

１５．ひとり親家庭等医療費の助成

【子育て給付課】

ひとり親家庭等の児童及びその母または父等が医療機関等に入院または通院、保険調剤を受けた場合、その医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

(1) 対象者

船橋市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に定める所得制限限度内に該当する世帯。令和６年４月現在、２,１６２世帯、５,４３６人が適用を受けています。

(2) 助成額

保険診療の一部負担金から高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から受給資格者負担金を控除した額。（受給資格者負担金は、入院１日及び通院１回につき３００円、保険調剤は無料。市町村民税所得割非課税世帯は全て無料。）

実績表

年度	延件数（件）	金額（円）
３	75,505	205,364,077
４	79,758	215,711,358
５	65,923	184,907,724

１６．児童入学・就職祝金等

【子育て給付課】

(1) 母子家庭、父子家庭等児童入学・就職祝金

母子家庭、父子家庭等の児童が、小学校、中学校及び高等学校等に入学する場合に入学祝金（義務教育終了と同時に就職する場合は就職祝金）を支給し、母子家庭、父子家庭等の福祉の増進を図ります。

対象児童一人当たり支給額（令和６年４月１日入学者）

小学校入学 ５,０００円

その他 ５,０００円

入学・就職祝金実績

区分	３		４		５	
	支給人員 （人）	支給額 （円）	支給人員 （人）	支給額 （円）	支給人員 （人）	支給額 （円）
小学校	82	593,000	88	440,000	53	265,000
中学校	93	744,000	156	1,248,000	83	415,000
高等学校	275	2,200,000	396	3,168,000	155	775,000
就職	0	0	0	0	0	0
合 計	450	3,537,000	640	4,856,000	291	1,455,000

(2) 小学校・中学校入学援助金

経済的な理由により小学校又は中学校へ就学させることが困難な保護者に、入学援助金を支給しています。

対象児童一人当たり支給額（令和 6 年 4 月 1 日入学者）

小学校入学 5,000 円

中学校入学 5,000 円

入学援助金実績

区分	3		4		5	
	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)	支給人員 (人)	支給額 (円)
小学校	128	856,000	139	695,000	67	335,000
中学校	146	1,168,000	198	1,584,000	68	340,000
合 計	274	2,024,000	337	2,279,000	135	675,000

17. 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（令和 5 年度のみ実施）

【子育て給付課】

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し生活の支援を行うため、児童 1 人当たり 5 万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。

対象者 ① 令和 5 年 3 月分の子育て世帯生活支援特別給付金受給者

② 令和 5 年 3 月分の子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件に該当する者（受給資格者）であり、公的年金等を受給のため子育て世帯生活支援特別給付金を受給していない者であって、令和 3 年の収入額が子育て世帯生活支援特別給付金の支給制限限度額未満の者

③ 令和 5 年 3 月分の子育て世帯生活支援特別給付金にかかる認定をうけていない受給資格者等のうち、食費等の物価高騰を受け家計が急変した者で、急変後 1 年間の収入見込額が①及び②と同様の事情にある者

※上記支給要件を満たし、0 歳から 18 歳に達して以後、最初の 3 月 31 日まで（一定の障害を持つ場合は 20 歳未満まで）の間の児童を養育するもの。

実績表

対象児童数（人）	支給額（円）
4,226	211,300,000

施策 6 「児童虐待防止対策」

1. 養育支援訪問事業

【児童相談所開設準備課】

児童虐待を未然に防止するため、育児ストレスや育児不安を抱える家庭を定期的に訪問し、助産師による専門的相談支援やヘルパー等による家事等援助を行い、当該家庭の適切な養育を支援します。

なお、ヘルパー等による家事等援助については、市は公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し実施しています。

養育支援訪問の支援実績

年度			3	4	5
専門的 相談支援	実施 家庭数	継続	8	10	14
		新規	14	25	12
		合計	22	35	26
	延訪問回数		198	402	327
家事等 援助	実施 家庭数	継続	3	4	10
		新規	9	21	4
		合計	12	25	14
	延訪問回数		250	502	242

２．家庭児童相談室

【児童相談所開設準備課】

家庭児童相談室では、０歳から１８歳未満の子どもの養育や児童虐待などに関する相談に応じています。相談は無料で、保護者の方、親族の方、知り合い、近所の方、また子ども本人からの相談を受け付けており、相談された方の秘密は守られます。

家庭児童相談室における相談件数の推移 (単位:件)

年度 区分 相談内容		3	4	5
養護 相談	児 童 虐 待 相 談	774	745	680
	そ の 他 の 相 談	541	571	646
保 健 相 談		1	2	2
障害 相談	肢体不自由相談	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	1	0
	言語発達障害等相談	0	1	0
	重症心身障害相談	0	0	0
	知的障害相談	0	5	3
	発 達 障 害 相 談	3	7	11
非行 相談	ぐ犯行為等相談	2	6	2
	触法行為等相談	0	0	0
育成 相談	性格行動相談	44	44	44
	不登校相談	32	27	12
	適性相談	1	3	5
	育児・しつけ相談	38	31	16
そ の 他 の 相 談		117	174	193
合 計		1,553	1,617	1,614